

(証券コード 7413)

2023年6月13日

株 主 各 位

横浜市神奈川区片倉二丁目37番11号

株式会社 創 健 社

代表取締役社長 中 村 靖

第56回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第56回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://sokensha.co.jp/company/>



(上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、IR情報の「株主総会招集通知」、第56回定時株主総会「株主総会招集ご通知」を順に選択いただき、ご確認ください。)

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7413/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「創健社」又は「コード」に当社証券コード「7413」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討くださいませ、本招集通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2023年6月29日(木曜日)午前10時
 2. 場所 横浜市神奈川区金港町3番地1 コンカード横浜ビル2階
TKPガーデンシティ横浜
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第56期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第56期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)
計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項(議決権行使についてのご案内)

- 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。尚、新型コロナウイルス感染症の感染状況等をご勘案のうえ、ご出席についてご検討ください。ご出席いただけない場合は書面(郵送)による事前の議決権行使を是非ご活用ください。
 - ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主様に一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の体制及び方針 業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」したがいまして、当該書面に記載している事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
 - ◎その他、株主様へのご案内事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://sokensha.co.jp/company/>)に掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
 - ◎2020年よりお土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

事業報告

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2022年4月1日～2023年3月31日）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）に伴う行動制限や入国制限の緩和により持ち直しの兆しがみられるものの、長期化しているウクライナ問題、原油などのエネルギー資源や原材料価格、販売価格等の度重なる値上げ、円安の進行等、景気の先行きを引き続き不透明にしております。

当社グループを取り巻く食品業界におきましては、コロナ禍における在宅勤務等により家庭内食品に対する需要は底堅く推移いたしました。多くの外食産業がバラエティに富んだテイクアウトを開始したこと等により消費者の選択肢が広がり、巣ごもり需要は落ち着きを見せてきております。さらに物価上昇に伴う消費者の節約志向の高まり等により、家庭内消費を引き締める傾向も強まっております。当社グループにおきましては、商談自粛による営業活動の縮小、集客催事の中止や規模縮小が重なり、対面販売をする高額商品（主に健康食品）は試食の再開も遅れ苦戦することとなりました。

このような経営環境の下、化学調味料を使わない無添加自然食品専門企業として50年余の信頼をいただいている当社グループは、第5次中期経営計画『新世代に向けた食の提案』（2020年4月1日～2023年3月31日まで）を作成、その最終年度当連結会計年度におきましては、オーガニック&プラントベースの分野でカテゴリーNO.1企業を目指し、「withコロナ」を前提とした食品市場における新しい営業活動を想定、当社グループブランド商品のファン作りに注力するとともに、目標の営業利益額を達成するために役員・社員一丸となって取り組んでまいりました。

当連結会計年度における当社グループの商品品目別売上高の主な増減につきましては、「調味料」が、ごまドレッシング等の売上減があったものの、マヨネーズ等の売上増により前連結会計年度比1億21百万円増（8.1%増）の16億22百万円、「嗜好品・飲料」が、OEMチョコレート等の売上減があったものの、メイシーシリーズ（菓子）4連タイプ等の売上増により前連結会計年度比75百万円増（8.1%増）の10億6百万円、「副食品」が、おせち商品の伊達巻等の売上減があったものの、有機トマト缶詰等の売上増により前連結会計年度比49百万円増（4.1%増）の12億41百万円、「栄養補助食品」が、キダチアロエ等の売上減があったものの、コラーゲン等の売上増により前連結会計年

度とほぼ同額の1億40百万円となりました。しかしながら、「油脂・乳製品」が、有機べに花油等の売上増があったものの、えごま油等の売上減により前連結会計年度比22百万円減(4.6%減)の4億74百万円、「その他」が、超音波歯ブラシ等の売上増があったものの、ダニよけスプレー等の売上減により、前連結会計年度比8百万円減(9.4%減)の86百万円、「乾物・雑穀」が、プロテイン等の売上増があったものの、国内産小麦粉等の売上減により前連結会計年度比0百万円減(0.3%減)の2億74百万円となりました。

この結果、全体の売上高は、48億46百万円(前連結会計年度比2億13百万円増、4.6%増)となり、売上総利益額は、12億17百万円(前連結会計年度比55百万円増、4.8%増)となり、売上総利益率は25.1%と前連結会計年度比0.0ポイント増となりました。販売費及び一般管理費は11億91百万円(前連結会計年度比55百万円増、4.9%増)となり、営業損益につきましては、営業利益26百万円(前連結会計年度比0百万円減、0.3%減)となり、経常損益につきましては、経常利益29百万円(前連結会計年度比0百万円増、3.3%増)という結果にて終了しました。また親会社株主に帰属する当期純損益につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益16百万円(前連結会計年度におきまして、投資有価証券売却益13百万円を特別利益に計上しましたため、前連結会計年度比14百万円減、46.9%減)となりました。

品目別主要商品の状況

当社グループの事業は単一セグメントであり、当連結会計年度の販売及び仕入実績をセグメントごとに示すことができないため、品目別に示すと、次のとおりであります。

品目別主要商品販売構成

品目別	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)			主要商品
	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	前連結 会計年度比	
油脂・乳製品	497,533	10.7	474,540	9.8	4.6%減	マーガリン・ベに花油・えごま油・オリーブ油・ココナッツオイル・菜種油・原材料用サラダ油・ごま油・アメリカンオイル
調味料	1,501,326	32.4	1,622,478	33.5	8.1%増	醤油・味噌・砂糖・塩・酢・カレー・シチュー・マヨネーズ・ドレッシング・液体だし・顆粒だし・醗酵調味料・蜂蜜
嗜好品・飲料	930,500	20.1	1,006,172	20.8	8.1%増	菓子・野菜果汁飲料・お茶・ドライフルーツ・五穀茶・発酵飲料・ナッツ類・メイシーシリーズ(菓子)・豆乳・はちみつ製品
乾物・雑穀	275,316	6.0	274,442	5.7	0.3%減	小麦粉・パン粉・米・黒米・雑穀・餛飩・昆布・ひじき・蓮根粉・ハトムギ粒・餅きび・押麦・キヌア・切干大根・チアシード・炒り胡麻・もち麦・味付のり・干し桜えび・タピオカ粉末・おから
副食品	1,192,713	25.7	1,241,889	25.5	4.1%増	ジャム・スープ・レトルト食品・麺類・缶詰・熟成発酵黒にんにく・パンケーキ粉・らっきょう甘酢漬・シリアル食品・みそ汁・お節お重商品・炊き込みごはんの素・五目ちらし寿司の素・かき揚げ(冷凍)・コンビーフ・ピーナッツスプレッド・蒲鉾
栄養補助食品	139,992	3.0	140,098	2.9	0.1%増	青汁・キダチアロエ・梅エキス・ミドリムシ・ハトムギ酵素・乳酸菌・天茶エキス・コラーゲン・碁石茶・生姜粉末・板藍根・ルイボス茶・ルテイン・モリンガ(ハーブ系青汁)・くま笹エキス・ビタミンC
その他	95,466	2.1	86,508	1.8	9.4%減	トイレットリー・機械器具・化粧品・虫よけスプレー・歯磨き粉・ウイルス対策品など
合計	4,632,850	100.0	4,846,130	100.0	4.6%増	—

品目別主要商品仕入構成

品目別	仕入高(千円)	構成比(%)	前連結会計年度比
油脂・乳製品	388,504	10.6	3.8%増
調味料	1,210,262	32.9	7.6%増
嗜好品・飲料	770,558	21.0	7.9%増
乾物・雑穀	236,107	6.4	1.1%増
副食品	887,640	24.2	12.1%増
栄養補助食品	84,581	2.3	5.8%減
その他	95,847	2.6	2.6%減
合計	3,673,503	100.0	7.2%増

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として2億20百万円の調達を実施しました。

(4) 対処すべき課題

第6次中期経営計画『新たな成長に向けた価値観の向上』（2023年4月1日から2026年3月31日まで）の初年度となります翌連結会計年度におきましては、世界的な原材料価格やエネルギー価格等の高騰により、商品の価格改定をせざるを得ない状況が続く中、新たな企業の成長に向けて、価値の高い商品・時代に求められる商品の開発を行うとともに、SNS等を利用した情報発信・ホームページ内のコンテンツを増やすことにより、当社の考え方をわかりやすく伝え新たなファン作りに注力してまいります。このような状況の中で、役員・社員一丸となって、目標の営業利益を達成させるために、以下の施策に取り組む所存でございます。

①オーガニック&プラントベース商品の充実

化学調味料などの不要な食品添加物を使わない自然食品専門企業として50年以上にわたり培ってきた信頼やノウハウを活かし、今後食品添加物の不使用表示に関するガイドラインが施行される中、環境に配慮したオーガニック商品や身体にやさしいプラントベース商品を消費者に分かりやすく販売してまいります。

②自社ECサイトの拡充

- i) ファンミーティングやアンバサダー施策を積極的に活用し、消費者との接点を増やし、当社の考え方を直接的に伝え、自社ECサイトの売上拡大を目指してまいります。
- ii) WEBマーケティングを活用し消費者のニーズをとらえ、より早く商品開発に活かすと共に、自社ECサイト専用商品の開発も行ってまいります。
- iii) 専用のインスタグラムを活用し当社の世界観に共感いただき購入につなげてまいります。

③新規市場の拡大

- i) 新たな価値が求められるアフターコロナ社会において安心安全は元よりオーガニックやプラントベースの業務用商材を提供することにより外食産業への新たなメニュー開発に役立ててまいります。
- ii) 東南アジアを中心にプラントベース商材の輸出を積極的に行ってまいります。

④商品価値の向上と安定供給

当社グループブランド商品を高品質で安定的に供給するためには、高付加価値な原料の調達及び優れた技術力と情報力、適切な品質管理体制を持つメーカーとの連携が重要になってまいります。それを持続するため生産者及びメーカーとの連携を一層強化し、他社と一線を画した商品を提供してまいります。

⑤サステナビリティの取組

当社企業理念『地球環境を大切にし、食生活の提案を通して人々の健康的な生活向上に貢献する』の考え方を具現化する為下記の取組を実施いたします。

- i) 原料：オーガニック・植物性素材・R S P O 認証・M S C 認証の積極的な活用
- ii) 包材：プラスチック原料の削減・F S C 認証素材活用
- iii) 食品ロス廃棄削減

⑥ブランド強化

i) ジロロモーニシリーズ

2023年4月より環境に配慮した紙パッケージへの変更による商品価値の向上及び新商品を投入することにより販売を強化いたします。昨年に立ち上げたジロロモーニに特化したインスタグラムを活用し、ファンミーティングを実施することによりジロロモーニファン作りに注力してまいります。

ii) メイシーちゃんシリーズ

毎年販売量が増え続けているメイシーちゃんシリーズの更なる拡大の為、地域イベントや試食会、ファンミーティングを実施することで子育て中の家族とのコミュニケーションを図り、消費者の声をヒントに新商品開発に活かしてまいります。

⑦新たなターゲット（ペルソナ）へのものづくり

57期より新たに新設する『新しいものづくり課』にて女性目線による新たなターゲットに向けた商品づくりを行ってまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区分	期別	第53期	第54期	第55期	第56期
		2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期 (当連結会計年度)
売上高		4,516,107	4,699,555	4,632,850	4,846,130
営業利益		16,398	48,503	26,434	26,346
経常利益		20,416	50,224	28,856	29,822
親会社株主に帰属する 当期純利益		14,544	48,173	30,742	16,334
1株当たり当期純利益		20円78銭	68円84銭	43円93銭	23円34銭
総資産		2,767,019	2,875,857	2,850,294	2,904,091
純資産		997,488	1,058,033	1,078,780	1,090,149

〔第53期〕2020年3月期

第53期につきましては、売上高は前連結会計年度比0.6%の減収（主な品目は油脂・乳製品45,374千円減）となったことにより、経常利益20,416千円（前連結会計年度比5,805千円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は14,544千円（前連結会計年度比472千円減）となりました。

〔第54期〕2021年3月期

第54期につきましては、売上高は前連結会計年度比4.1%の増収（主な品目は副食品124,196千円増）となったことにより、経常利益50,224千円（前連結会計年度比29,808千円増）、親会社株主に帰属する当期純利益は48,173千円（前連結会計年度比33,629千円増）となりました。

〔第55期〕2022年3月期

第55期につきましては、売上高は前連結会計年度比1.4%の減収（主な品目は油脂・乳製品105,604千円減）となったことにより、経常利益28,856千円（前連結会計年度比21,368千円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は30,742千円（前連結会計年度比17,431千円減）となりました。

〔第56期〕2023年3月期

第56期（当連結会計年度）につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

（注）55期の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日）等を適用しており、連結計算書類に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
高橋製麺株式会社	72,920千円	100.00%	即席麺の製造及び販売

(7) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

当社グループの事業は、食べ物による健康作りを目指し、安全性、栄養性を追求した食品の企画、製造、販売を営んでおります。

(8) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

- ① 当社
本社 神奈川県横浜市神奈川区
支店及び営業所等

名称	所在地	名称	所在地
横浜支店	神奈川県横浜市神奈川区	福岡営業所	福岡県福岡市博多区
大阪支店	兵庫県伊丹市	物流センター	群馬県みどり市
名古屋支店	愛知県名古屋市西区	受注センター	群馬県太田市

(注) 大阪支店 (旧所在地は大阪府大阪市淀川区) は2022年9月2日付で移転いたしました。

- ② 子会社
高橋製麺株式会社
本社 埼玉県鴻巣市

(9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況
従業員数 42名 (前期末比1名減)
平均年齢 47.0歳
平均勤続年数 19.8年

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員等の計20名を除いております。

(10) 主要な借入先及び借入額 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 横 浜 銀 行	455,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	209,180
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	98,138
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	34,940
株 式 会 社 埼 玉 り そ な 銀 行	49,950

2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式総数 699,755株 (自己株式5,745株を除く。)
- (3) 株主数 1,373名
- (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
中村 靖	84	12.06
中村 澄子	78	11.17
太田油脂株式会社	58	8.41
創健会	55	7.94
牧野 弘和	21	3.01
有限会社タカ・エンタープライズ	19	2.80
原田 こずえ	18	2.71
創健社従業員持株会	16	2.31
月島食品工業株式会社	12	1.82
松井証券株式会社	11	1.58

(注) 1. 持株比率は自己株式 (5,745株) を控除して計算しております。

2. 創健会は当社取引先持株会であります。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況（2023年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 社 長	中 村 靖	経営全般
専 務 取 締 役	岸 本 英 喜	営業本部長
取 締 役	山 田 一 斗 資	商品本部長 高橋製麺株式会社 取締役
取 締 役	飯 田 雅 之	管理本部長
取締役（監査等委員・常勤）	藤 川 清 士	高橋製麺株式会社 監査役
取締役（監査等委員）	鈴 木 久 衛	鈴木久衛税理士事務所開業
取締役（監査等委員）	合 田 真 琴	司法書士合田真琴事務所開業

- (注) 1. 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏及び合田真琴氏は、社外取締役であります。
なお当社は、鈴木久衛氏及び合田真琴氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。
2. 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）合田真琴氏は、司法書士の資格を有しており、司法書士としての豊富な経験と専門的な知見を有するものであります。
4. 情報収集の充実を図り、内部統制部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために藤川清士氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役の報酬等の額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	
取締役 (監査等委員を除く)	58,700	55,900	2,800	4
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16,625 (5,825)	16,000 (5,600)	625 (225)	3 (2)
合 計 (うち社外取締役)	75,325 (5,825)	71,900 (5,600)	3,425 (225)	7 (2)

(注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記の報酬等の額には以下のものが含まれております。

- ・当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入8,900千円 (取締役 (監査等委員を除く) 4名に対し7,900千円、取締役 (監査等委員) 3名に対し1,000千円 (うち社外取締役2名に対し200千円))。

3. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、年額9,600万円以内 (ただし、使用人分給与は含まない。) と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は、4名でございます。

4. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第52回定時株主総会において、年額2,400万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は、3名 (うち、社外取締役は、2名) でございます。

5. 当社の取締役の個人別の報酬等の内容につきましては、2021年2月10日開催の取締役会において、以下のような方針を決定しております。

その概要は、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) の基本報酬はコーポレートガバナンス・コードを参考とし、職位別に設けられた一定の基準について定めた役員報酬規程に基づき、担当職務、会社業績、貢献度、従業員の最高給与等を総合的に評価することで、報酬額の妥当性を確認して、取締役会にて協議のうえ決議した額を毎月支払うこと。

また監査等委員である取締役の基本報酬は、権限及び裁量の範囲並びに役職ごとの方針について定めた役員報酬規程に基づき監査等委員の協議により決定した額を毎月支払うこと。

なお、業績連動報酬は、業績 (営業利益、経常利益、税引前当期純利益)、及び基本報酬との割合を勘案し、報償、奨励等の意味合を充分考慮して、取締役会にて協議のうえ決議した額を役員賞与として年に一度支払うことができることとしております。取締役の個人別の報酬等の額は、上記方針に基づいて取締役会及び監査等委員の協議により決定した基本報酬及び業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。

6. 当事業年度に係る業績連動報酬に関しましては、業績（営業利益（23百万円）、経常利益（27百万円）、税引前当期純利益（27百万円））目標達成を考慮した結果でございます。

- ② 社外役員が親会社等又は子会社等から受けた役員報酬等の総額該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 主な活動状況（社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要）

取締役（監査等委員）鈴木久衛氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査等委員会17回のうち17回に出席し、当社が期待する役割としては主に税理士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。また、子会社を含めた創健社グループ全体の税務申告書作成に関して、重要な役割を果たしております。

取締役（監査等委員）合田真琴氏は、当事業年度において開催された取締役会14回のうち14回に、また、監査等委員会17回のうち17回に出席し、当社が期待する役割としては主に司法書士としての専門的な見地から有益な発言を行っております。また、女性からの目線で新商品開発及び商品のリニューアルに関して、重要な助言を果たしております。

- ② 取締役（監査等委員）鈴木久衛氏は、鈴木久衛税理士事務所を経営しております。

当社は同氏に税務に関する多数の助言をいただいておりますが、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

- ③ 取締役（監査等委員）合田真琴氏は、司法書士合田真琴事務所を経営しております。

当社は同事務所に会社登記手続きを依頼しておりますが、その取引額は2022年6月29日開催の第55回定時株主総会後の取締役会にて承認いたしました「1件あたりの司法書士報酬が10万円未満のものに限る」を遵守した額であり、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。

なお当社が同事務所に依頼いたしました会社登記手続きは当事業年度において3回であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

保森監査法人

(2) 会計監査人の報酬等及び監査等委員会が同意した理由

① 当事業年度に係る報酬等の額 19,500千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 19,500千円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 監査等委員会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

会計監査人である保森監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,341,286	流 動 負 債	1,144,646
現金及び預金	1,280,005	支払手形及び買掛金	455,608
受取手形	8,242	短期借入金	527,547
売掛金	687,588	リース債務	4,621
商品及び製品	292,815	未払法人税等	13,736
仕掛品	110	賞与引当金	24,094
原材料及び貯蔵品	27,377	その他	119,039
その他	45,220	固 定 負 債	669,294
貸倒引当金	△74	長期借入金	319,661
固 定 資 産	562,805	リース債務	6,721
有形固定資産	185,056	役員退職慰労引当金	137,300
建物及び構築物	55,776	退職給付に係る負債	175,615
土地	88,371	その他	29,996
リース資産	13,841	負 債 合 計	1,813,941
建設仮勘定	938	純 資 産 の 部	
その他	26,127	株 主 資 本	1,081,767
無形固定資産	24,018	資本金	920,465
その他	24,018	資本剰余金	45,965
投資その他の資産	353,729	利益剰余金	126,491
投資有価証券	63,168	自己株式	△11,154
保険積立金	240,198	その他の包括利益累計額	8,381
繰延税金資産	18,655	その他有価証券評価差額金	8,381
その他	32,490	純 資 産 合 計	1,090,149
貸倒引当金	△783	負 債 純 資 産 合 計	2,904,091
資 産 合 計	2,904,091		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,846,130
売 上 原 価		3,628,735
売 上 総 利 益		1,217,394
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,191,048
営 業 利 益		26,346
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	2,086	
仕 入 割 引	3,391	
破 損 商 品 等 賠 償 金	557	
保 険 金 収 入	2,479	
そ の 他	2,120	10,685
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,462	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	2,507	
そ の 他	240	7,209
経 常 利 益		29,822
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	58	58
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		29,764
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	16,066	
法 人 税 等 調 整 額	△2,636	13,430
当 期 純 利 益		16,334
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		16,334

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,257,599	流 動 負 債	1,099,376
現金及び預金	1,230,950	支払手形	27,085
受取手形	5,820	買掛金	420,226
売掛金	675,581	短期借入金	330,000
商品	286,913	1年内返済予定の長期借入金	178,549
貯蔵品	12,518	リース債務	1,771
前払費用	14,246	未払金	91,792
立替金	13,435	未払費用	5,929
その他	18,200	前受金	874
貸倒引当金	△69	未払法人税等	13,057
固 定 資 産	559,181	預り金	6,703
有 形 固 定 資 産	137,409	賞与引当金	23,388
建物	42,142	固 定 負 債	615,616
構築物	190	長期借入金	282,109
車両運搬具	5,796	リース債務	2,200
工具、器具及び備品	5,682	退職給付引当金	171,439
リース資産	3,624	役員退職慰労引当金	133,700
土地	79,033	長期預り保証金	26,166
建設仮勘定	938	負 債 合 計	1,714,992
無 形 固 定 資 産	24,009	純 資 産 の 部	
ソフトウェア	19,673	株 主 資 本	1,093,406
電話加入権	1,269	資本金	920,465
その他	3,067	資本剰余金	45,965
投資その他の資産	397,762	資本準備金	32,130
投資有価証券	63,168	その他資本剰余金	13,835
関係会社株式	44,110	利益剰余金	138,102
出資金	15	利益準備金	7,000
従業員長期貸付金	553	その他利益剰余金	131,102
破産更生債権等	283	別途積立金	20,000
差入保証金	26,939	繰越利益剰余金	111,102
会員権	2,071	自己株式	△11,126
保険積立金	240,198	評価・換算差額等	8,381
長期前払費用	2,548	その他有価証券評価差額金	8,381
繰延税金資産	18,655	純 資 産 合 計	1,101,788
貸倒引当金	△783	負 債 純 資 産 合 計	2,816,780
資 産 合 計	2,816,780		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		4,757,851
売 上 原 価		3,574,169
売 上 総 利 益		1,183,682
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,160,416
営 業 利 益		23,265
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	51	
受 取 配 当 金	2,086	
仕 入 割 引	3,391	
破 損 商 品 等 賠 償 金	548	
業 務 受 託 手 数 料	840	
保 険 金 収 入	2,479	
そ の 他	1,870	11,267
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,056	
棚 卸 資 産 廃 棄 損	2,507	
そ の 他	240	6,804
経 常 利 益		27,728
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	45	45
税 引 前 当 期 純 利 益		27,683
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	15,387	
法 人 税 等 調 整 額	△2,636	12,751
当 期 純 利 益		14,932

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 創 健 社
取 締 役 会 御 中

保森監査法人
東京都千代田区

代表社員 公認会計士 稲 葉 喜 子
業務執行社員
代表社員 公認会計士 町 井 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社創健社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社創健社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

株式会社 創 健 社

取 締 役 会 御 中

保森監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 稲 葉 喜 子
業務執行社員

代表社員 公認会計士 町 井 徹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社創健社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第56期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用者等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制監査部門である内部統制委員会と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的並びに必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 保森監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

株式会社 創健社	監査等委員会
取締役	藤川清士 ㊟
常勤監査等委員	
社外取締役	鈴木久衛 ㊟
監査等委員	
社外取締役	合田真琴 ㊟
監査等委員	

(注) 監査等委員 鈴木久衛及び合田真琴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、将来の事業展開と経営体質の強化のため内部留保を確保しつつ、安定的に適正な利益還元の実行を基本方針としております。

コロナ禍において、原油などのエネルギー資源や原材料価格、販売価格等の度重なる値上げにより日本経済の停滞が叫ばれる状況ではございますが、当社の業績におきましては、家庭用食品の好調な売上によって、当初予想どおりの利益を計上することができました。これは、株主の皆様をはじめ、お取引先様など関係各位のひとかたならぬご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。

当社の配当につきましては、株主の皆様のご支援に感謝の意を表すため、及び安定配当を維持する基本方針並びに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
今後の事業等を勘案し、当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は6,997,550円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

2. 利益準備金への組み入れ

以下のとおり剰余金の配当の額の10分の1を超えて利益準備金を増加させていただきたいと存じます。

- ① 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 1,000,000円
- ② 利益準備金の額の増加が効力を生じる日
2023年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会からは、特段の指摘すべき事項はありません。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

なかむら
中村

やすし
靖

（1958年9月15日生）

再任

略歴、当社における地位及び担当

1987年8月	当社入社	2007年4月	当社代表取締役社長
1993年6月	当社取締役・経営企画室長	2008年2月	当社代表取締役社長・経営全般兼物流本部管掌
1995年4月	当社取締役・営業部長	2008年12月	当社代表取締役社長・経営全般
1996年6月	当社常務取締役・営業本部長	2009年4月	当社代表取締役社長・営業本部長兼経営企画室管掌
1998年10月	当社専務取締役・営業本部長	2010年4月	当社代表取締役社長・営業本部長
1999年4月	当社専務取締役・営業本部長兼管理本部管掌	2011年8月	当社代表取締役社長
2000年6月	当社代表取締役専務・営業本部長	2015年7月	当社代表取締役社長・兼経営企画室管掌
2001年6月	当社代表取締役社長	2018年7月	当社代表取締役社長・経営全般（現任）
2006年6月	当社代表取締役社長・ブランディング推進事業本部長		

所有する当社の株式数：84,450株

取締役在任期間：30年

取締役会出席状況：14/14回

取締役候補者とした理由

中村靖氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり当社の代表取締役社長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者
番号

2

岸 本 英 喜

(1961年 5月 2日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2010年 4月	当社取締役・営業本部副本部長
2002年 4月	当社横浜支店長	2011年 8月	当社取締役・営業本部長
2006年 4月	当社商品本部長兼商品開発部長	2017年 7月	当社常務取締役・営業本部長
2006年 6月	当社取締役・商品本部長兼商品開発部長	2021年 7月	当社専務取締役・営業本部長 (現任)
2009年 4月	当社取締役・営業本部副本部長 兼直販部長兼営業企画部長		

所有する当社の株式数：2,000株

取締役在任期間：17年

取締役会出席状況：14/14回

取締役候補者とした理由

岸本英喜氏を取締役候補者とした理由は、当社の営業本部長として当社の営業を知り尽くしており、かつ当社の専務取締役として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者
番号

3

山 田 一 斗 資

(1963年 2月 5日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

1991年 5月	当社入社	2010年 4月	当社総務経理部長
2002年 4月	当社福岡営業所長	2014年 4月	当社商品本部長
2007年 4月	当社総務部長	2014年 6月	当社取締役・商品本部長 (現任)

重要な兼職の状況：高橋製麺株式会社取締役

所有する当社の株式数：1,300株

取締役在任期間：9年

取締役会出席状況：14/14回

取締役候補者とした理由

山田一斗資氏を取締役候補者とした理由は、当社の商品本部長として商品開発に精通しており、また当社グループの子会社の取締役をも兼職して当社の経営を担っております。その豊富な経験と実績を活かして当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者
番号

4

飯 田 雅 之
い い た ま き ゆ き

(1957年7月1日生)

再 任

略歴、当社における地位及び担当

1987年6月	当社入社	2012年4月	当社システム広報部長
2007年4月	当社商品管理部長兼情報システム部長	2014年4月	当社総務経理部長兼システム広報部長
2008年2月	当社横浜支店長兼関東支店長	2015年4月	当社管理本部副本部長
2008年11月	当社情報システム部長	2015年6月	当社取締役・管理本部副本部長
2009年12月	当社受注センター長	2016年6月	当社取締役・管理本部長（現任）

所有する当社の株式数：2,100株

取締役在任期間：8年

取締役会出席状況：14/14回

取締役候補者とした理由

飯田雅之氏を取締役候補者とした理由は、長年にわたり情報システムに携わり当社の管理本部長として当社の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして当社取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

(注) 取締役各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

ふじ かわ きよ し
藤 川 清 士

(1957年5月6日生)

再任

略歴、当社における地位及び担当

2003年2月	当社入社	2014年4月	当社取締役・管理本部副本部長
2004年4月	当社商品開発部次長	2015年6月	当社顧問・経営企画室長
2006年6月	当社取締役・営業本部副本部長	2018年6月	当社常勤監査役
2007年4月	当社取締役・社長室長	2019年6月	当社監査等委員である取締役 (現任)
2009年4月	当社取締役・商品開発本部長		

重要な兼職の状況：高橋製麺株式会社監査役

所有する当社の株式数：1,100株

取締役在任期間：4年

(うち監査等委員である取締役在任期間：4年)

取締役会出席状況：14/14回

監査等委員である取締役候補者とした理由

藤川清士氏を監査等委員である取締役候補者とした理由は、長年にわたり営業本部、商品本部、管理本部にて当社の経営を担っており、豊富な業務知識・経験を有しております。また当社グループの子会社の監査役をも兼職し、その知識・経験は、当社の経営の監督・監査機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

候補者
番号

2

すず き きゅう えい
鈴木久衛

(1951年3月12日生)

再任

社外

略歴、当社における地位及び担当

1970年5月	王子税務署総務課入署	2011年9月	鈴木久衛税理士事務所開業（現任）
2011年7月	東京国税局調査第四部統括国税調査官退職	2014年6月	当社監査役
2011年8月	税理士登録	2019年6月	当社監査等委員である社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：鈴木久衛税理士事務所開業

所有する当社の株式数：700株

社外取締役在任期間：4年

（うち監査等委員である社外取締役在任期間：4年）

取締役会出席状況：14/14回

監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

鈴木久衛氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり税理士としての豊富な経験と専門的な見識を有し、財務及び会計に関する知識・経験が、当社の経営の監督・監査機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

独立性について

鈴木久衛氏を株式会社東京証券取引所（スタンダード市場）の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

候補者
番号

3

合 田 真 琴

(1960年11月17日生)

再 任

社 外

略歴、当社における地位及び担当

1991年 9 月	司法書士山田晃久事務所入所	2001年 8 月	司法書士合田真琴事務所開業 (現任)
1992年 8 月	同事務所退職	2015年 6 月	当社社外取締役
1992年 9 月	司法書士橘義雄事務所入所	2019年 6 月	当社監査等委員である社外取締 役(現任)

重要な兼職の状況：司法書士合田真琴事務所開業

所有する当社の株式数：300株

社外取締役在任年数：8年

(うち監査等委員である社外取締役在任期間：4年)

取締役会出席状況：14/14回

監査等委員である社外取締役候補者とした理由／果たすことが期待される役割

合田真琴氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、過去に社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、長年にわたり司法書士の資格を有し、司法書士としての豊富な経験と専門的な見識が当社の経営の監督・監査機能の強化に十分な役割を果たすとともに、多様性をもった経営体質の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

独立性について

合田真琴氏を株式会社東京証券取引所(スタンダード市場)の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に対し届出を行っております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

- (注) 1. 監査等委員である取締役各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、藤川清士氏、鈴木久衛氏、合田真琴氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。本議案が承認された場合、監査等委員である取締役各候補者との間において、当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 横浜市神奈川区金港町3番地1 コンカード横浜ビル2階
TKPガーデンシティ横浜
電話 045-450-6317



交通機関 JR・京浜急行電鉄・相模鉄道・東京急行電鉄・横浜高速鉄道・横浜市営地下鉄
「横浜駅」きた東口A出口より徒歩5分

お願い 駐車場のご用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



環境にやさしく……本紙は森林認証紙を使用しております。